

資料7

参 考 資 料

特別障害者手当等給付費負担金
特別児童扶養手当事務取扱交付金
事務連絡

事務連絡
平成16年5月6日

各都道府県

特別障害者手当等 担当者 様

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課 手当係

特別障害者手当等給付費負担金の実績報告及び確定について

日頃より、特別児童扶養手当事務につきまして、御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。標記について、次のとおり扱いますので御了知願います。

- ・「寄付金その他の収入(B)」欄(下記参考)には、過年度に支出した手当に係る当該年度(事業年度)において生じた債権額を計上する。
- ・上記債権額は、回収が済んでいないものも含むものである。
- ・これまで「寄付金その他の収入(B)」欄に回収済みの債権額のみ計上していた都道府県市等においては、今年度行う平成15年度分の事業実績報告書の同一欄ですべて計上することとする。
- ・現年度に支出した手当に係る債権額については、回収・未回収を問わず、当該金額を「支出済額(A)」欄の金額から差し引くこととする。

なお、この取り扱いは従来と変わるものではなく、今回は周知の徹底のための連絡であります。

都道府県におかれましては、上記について管内市等へ連絡方よろしく願います。

なお、今後は交付申請書と同様に、各地方厚生(支)局へ実績報告書を提出していただきますので念のため申し添えます。

(参考)

「寄付金その他の収入(B)」欄

都道府県分・・・別紙様式5の別紙1及び別紙2

市町村分・・・別紙様式6の別紙1

児童扶養手当給付費負担金 事務連絡

児童扶養手当給付費負担金実績報告書

チェックリスト（平成11年度分を例として作成）

付表1

- ・「対象経費の実支出額（A）」は、付表2の「差引額（C）」と一致していること。
- ・「寄付金その他の収入額（B）」は、付表2の「過年度分支払取消額」と一致していること。
- ・「国庫負担所要額（E）」は、端数（1円未満）を切り捨てること。
- ・「国庫負担交付決定額（F）」は、平成12年3月28日付け「平成11年度児童扶養手当給付費国庫負担金追加交付決定通知書」中の「負担金の額（変更交付決定額）」を記載すること。
- ・全ての欄について貴都道府県出納部局と十分な連絡をとり、数字を確認すること。
- ・「国庫負担交付決定額（F）」は、貴都道府県歳入決算書の額と一致していること。

付表2

- ・「支出済額（A）」の「支出額」は、「（11年度中に支出した全ての額）－（11年度分支払取消額のうち歳出戻入額（回収済み債権額）」であること。
- ・付表4による支払調整の額を「支出済額（A）」欄に記載し、それが「支払調整」の額であることを明記すること。
- ・「現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額（B）」は、付表5の「差引歳出戻入未済額」と一致していること。

事務連絡

平成12年4月14日

都道府県児童扶養手当事務担当者 殿

厚生省児童家庭局家庭福祉課
扶養手当係

児童扶養手当給付費負担金の事業実績報告書の作成について

標記については、従来から誤りが多く見受けられるため、今般、標記に係るチェックリストを別添のとおり作成したところである。

これに留意のうえ、適正な標記実績報告書を提出されたい。

・分割返納者がある場合には、その支払取消額、返納済額及び返納未済額をわかりやすく記載すること。

・「対象経費の実支出額」欄では、過年度分支払取消額は一切考慮しないこと。

・「支出済額（A）」の「計」は貴都道府県歳出決算書の額と一致していること。

付表3

・「受給者数」には、11年度分支払取消を行った者のうち返納済みの者の数は含まないこと。（未返納者の数は含む。）

・別表中、各月の支払単価に誤りがないか確認すること。

・付表3の別表口「計」欄と付表2の別表中「支出済額（A）」欄とを十分に突合し、確認すること。

付表4

・「追加」及び「減額」欄を間違わぬよう注意すること。

・「内訳」欄には、単価毎の内訳を記載すること。

付表5

・分割返納者がある場合には、その支払取消額、返納済額及び返納未済額をわかりやすく記載すること。

○付表2, 3, 5については別表を作成し、単価ごとの内訳を記載すること。

○すべての表についてタテ計ヨコ計を再確認すること。

結核医療費に係る通知について



健感発 1001 第 1 号
平成 22 年 10 月 1 日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿



厚生労働省健康局結核感染症課長

結核医療費補助金の公費負担の範囲について

平素より、結核対策の推進につきまして、多大なるご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「感染症法施行規則」という。）、医療の基準（平成 19 年厚生労働省告示第 121 号）等に基づき、結核医療に要する費用のうち、国が公費負担する範囲をお示ししているところですが、今般、再診料がこの範囲に含まれるかどうかに関する疑義照会がありましたので、その取扱いについてお知らせいたします。

再診料については、感染症法施行規則第 20 条の 2 において「診察」が定められていないことから、国が公費負担する医療の対象外となります。また、初診料、外来管理加算などの診察費用のほか、公費負担申請書作成料、診断書作成料など結核医療を行うために必要不可欠でない費用についても、再診料と同様の取扱いとなります。

つきましては、これと異なる取扱いをしている都道府県等におかれては、速やかに上記の取扱いに移行していただくようお願いいたします。

消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額に関する事項

H29の改正箇所の下線を引いてあります。

- 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む）は、別紙様式7により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣（都道府県知事又は指定市中核市の長）に報告しなければならない。
- なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととなっています。
- また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

H28(参考)

- 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式7により速やかに、厚生労働大臣(都道府県知事又は指定市中核市の長)に報告しなければならない。
- なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととなっています。
- また、厚生労働大臣等に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

保健衛生施設等施設・設備整備費 の連絡事項

整備計画について

- 平成29年度保健衛生施設等施設整備費国庫補助金の整備計画について、他厚生局において建設用地の確保・地域住民との調整等の都合により、内示後(実施計画承認後)に申請取下げや計画の変更といったケースが見受けられた。
- 各県におかれては、事業者の整備計画の進捗状況を十分把握するとともに、事業の変更・中止などの事態を生じさせることがないよう、事業者等に対して適切な指導をお願いします。
- また、保健衛生施設等設備整備費国庫補助金において、内示後に物品の変更の要望があった。(設置不可・製品廃番など)
そのため、申請をする事業者に対し、購入物品について設置可能か購入可能か等も含め精査の上、申請するよう指導をお願いします。

行政手続きの簡素化への協力について

- 平成29年3月29日に、内閣府の規制改革推進会議行政手続き部会において、補助金の交付申請を含む行政手続きに係る、手続きコスト(民間事業者側の時間コスト)について①行政手続きの電子化の徹底、②同じ情報は一度だけの原則、③書式・様式の統一の三原則に沿った取り組みを進め、平成29年度からの3か年の間に、20%を削減することが決定されている。
- このコスト削減については、間接補助金の申請手続きも対象となることから、保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金について行政手続き簡素化に向けた取り組みや、削減状況の把握にご協力をお願いしているところ。

行政手続きの簡素化への協力について

- コスト削減状況の把握については、厚生労働本省からの整備計画書の修正依頼等が終了した後の、3月上旬から4月下旬を予定している。
- また、本簡素化に伴い30年度整備計画より整備計画書の提出を電子媒体による提出に変更したため、今後も提出方法のルール厳守をお願いしたい。